

吸収分割に係る事前開示書類

2026 年 10 月 13 日

テモナ株式会社

AIS 株式会社

2026 年 10 月 13 日

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項

吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

テモナ株式会社

代表取締役 本多 渉

東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

AIS 株式会社

代表取締役 本多 渉

テモナ株式会社（以下「テモナ」といいます。）及び AIS 株式会社（以下「AIS」といいます。）は、2026 年 10 月 13 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2027 年 1 月 1 日として、テモナが、テモナのサブスクアット事業を AIS に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。AIS は、テモナの完全子会社であり、テモナがその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は分割会社の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://temona.co.jp/ir/>

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) テモナの債務の履行の見込みについて

テモナの 2025 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、テモナが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本吸収分割の効力発生日以後におけるテモナの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上を踏まえ、効力発生日以後におけるテモナの債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) AIS の債務の履行の見込みについて

AIS の 2025 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、AIS が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本吸収分割の効力発生日以後における AIS の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上を踏まえ、効力発生日以後における AIS の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）

吸収分割契約書

テモナ株式会社（以下「テモナ」という。）及び AIS 株式会社（以下「AIS」という。）は、2026 年 10 月 13 日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

テモナ及び AIS は、本契約の定めるところに従い、テモナが、テモナのサブスクアット事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 4 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により AIS に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

テモナ及び AIS の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) テモナ：吸収分割会社

（商号）テモナ株式会社

（住所）東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

(2) AIS：吸収分割承継会社

（商号）AIS 株式会社

（住所）東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

第 3 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027 年 1 月 1 日とする。なお、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、テモナ及び AIS が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 4 条（権利義務の承継）

1. AIS が本吸収分割によりテモナから承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。

2. 本吸収分割によるテモナから AIS に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第 5 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

AIS は、本吸収分割に際して、テモナに対し、金銭等を交付しない。

第 6 条（AIS の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、AIS の資本金及び準備金は増加しない。

第 7 条（株主総会決議）

1. テモナは、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. AIS は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（競業禁止）

テモナは、AIS が承継する本事業について、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、テモナ若しくは AIS の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、テモナ及び AIS は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたとき又は法令上本吸収分割の効力発生に必要な手続が完了せず、かつ、第 3 条に基づく効力発生日の変更

がされなかったときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、テモナ及び AIS が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、テモナ及び AIS がそれぞれ記名押印の上、テモナがその原本を保有し、AIS はその写しを保有する。

なお、電子締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、各自が電子署名を施し、当該電磁的記録を保存するものとする。

2026 年 10 月 13 日

テモナ：

東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

テモナ株式会社

代表取締役 本多 渉 ⑩

AIS：

東京都渋谷区渋谷三丁目 2 番 3 号

AIS 株式会社

代表取締役 本多 渉 ⑩

別紙

承継対象権利義務明細

本吸収分割により AIS がテモナから承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。

1. 資産

本吸収分割により AIS がテモナから承継する資産は、効力発生日の前日において本事業に属する以下の資産のうち、法令上承継可能なものとする。

- 流動資産：売掛金や未収入金、仮払金など本事業に関する流動資産の一切を承継資産とする。
- 固定資産：有形固定資産や無形固定資産、投資その他の資産など本事業に関する固定資産の一切を承継資産とする。

2. 負債

本吸収分割により AIS がテモナから承継する負債は、効力発生日の前日において本事業に属する以下の負債のうち、法令上承継可能なものとする。

- 流動負債：買掛金や未払金など本事業に関する流動負債の一切を承継負債とする。
- 固定負債：本事業に関する固定負債の一切を承継負債とする。

3. 知的財産

本吸収分割による知的財産の取り扱いは以下のとおりとする。

- 本事業に関わる商標権は承継しない。ただし、AIS において使用することを許諾する。
- 本事業に関わるシステム開発に関連する著作権及び産業財産権は AIS に承継する。

4. 契約（雇用契約を除く。）

本吸収分割により、効力発生日の前日において本事業に属する、サブスクアット利用申込書・秘密保持契約書・業務委託に関する契約書・代理店契約書・BCモール取引基本契約書その他本事業に係る一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を AIS はテモナから承継する。

5. 雇用契約
承継しない。

6. 許認可等
本吸収分割により AIS がテモナから承継する許認可・補助金は、効力発生日の前日において本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出・補助金等のうち、法令上承継可能なものとする。

以上

事業報告

（2024年10月1日から
2025年9月30日まで）

1. 会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあり緩やかな回復が期待されているものの、不安定な国際情勢に伴う原材料価格の高騰、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスク、消費者物価の継続的な上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社はEC支援事業を行っており、当社の事業に関連する国内電子商取引市場は、「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、2024年のBtoC-EC市場規模が前年比5.1%増の26.1兆円、BtoB-EC市場規模が前年比10.6%増の514.4兆円となりました。また、ECの普及率を示す指標であるEC化率（※1）も、BtoC-ECで9.8%、BtoB-ECで43.1%と増加傾向が続いており、商取引の電子化は引き続き進展していくものと見込まれます。

このような経営環境のもと、当社ではテモナグループとしてEC支援事業を実施するとともに、健康や環境に配慮した商品を販売するECモール「ビオモール」の運営、ならびに新規取組として生成AIのビジネス活用を推進するためのリスキリング研修の支援事業を実施し、社内人材のスキル向上を支援しました。また、業務効率化によるコスト削減も継続的に実施してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は68,592千円（前期比65.5%増）、営業利益は40,438千円（前期は2,491千円の営業利益）、経常利益は43,229千円（前期は5,295千円の経常利益）、当期純利益は29,395千円（前期は3,503千円の当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 9 期 (2022年 9 月期)	第 10 期 (2023年 9 月期)	第 11 期 (2024年 9 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年 9 月期)
売 上 高(千円)	122,893	42,618	41,442	68,592
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△7,325	△6,269	5,295	43,229
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△4,331	△4,115	3,503	29,395
1 株当たり当期純利益 又 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△1,082.96	△1,028.90	875.92	7,348.95
総 資 産(千円)	82,709	72,017	75,334	113,829
純 資 産(千円)	71,035	66,920	70,424	99,819
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	17,758.99	16,730.10	17,606.02	24,954.97

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はテモナ株式会社であり、同社は当社の株式を**3,880株**（出資比率**97%**）保有しています。当社は親会社に対し主として**EC支援事業**に関わる役務提供を行うなどの取引を行っています。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、さらなる成長を実現するため、以下の経営課題に取り組んでまいります。

・新規事業の着実な成長

当社は、既存事業だけでなく、新規事業を着実に成長させ、収益を拡大していく必要があると考えています。そのために、社員が事業に専念できる体制を構築していくことが必要であるため、その体制整備を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年 9 月30日現在）

主に以下の事業を行っています。

・WEBプロモーション事業

- ・WEB制作事業
- ・メディア事業
- ・SNSマーケティング事業
- ・ECモール運営

(6) 主要な事業所（2025年9月30日現在）

- ① 当社
本社：東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名（－名）	△2名（－名）	31.09歳	7.39年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000株
(2) 発行済株式の総数 4,000株
(3) 株主数 2名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
テ モ ナ 株 式 会 社	3,880株	97.00%
A G B I O T E C H 株 式 会 社	120株	3.00%

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	本 多 渉	テモナ株式会社取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,604	流動負債	14,009
現金及び預金	57,135	買掛金	117
売掛金	1,943	未払金	3,779
短期貸付金	50,000	未払法人税等	9,565
前払費用	1,060	未払費用	186
その他	465	その他	361
固定資産	3,575	固定負債	350
有形固定資産	0	繰延税金負債	350
投資その他の資産	3,575	負債合計	14,360
		(純資産の部)	
		株主資本	99,819
		資本金	40,000
		繰越利益剰余金	59,819
		純資産合計	99,819
資産合計	114,179	負債純資産合計	114,179

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024 年 10 月 1 日から
2025 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		68,592
売上原価		1,790
売上総利益		66,801
販売費及び一般管理費		26,363
営業利益		40,438
営業外収益		
受取利息	211	
消費税等簡易課税差額収入	2,543	
その他	36	2,791
経常利益		43,229
税引前当期純利益		43,229
法人税、住民税及び事業税	9,585	
法人税等調整額	4,247	13,833
当期純利益		29,395

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024 年 10 月 1 日から
2025 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	利益剰余金計	株主資本合計	
		その他利益剰余金			
		繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	30,424	30,424	70,424	70,424
当期変動額					
当期純利益		29,395	29,395	29,395	29,395
当期変動額合計	—	29,395	29,395	29,395	29,395
当期末残高	40,000	59,819	59,819	99,819	99,819

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

工具、器具及び備品 4年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

顧客がサービスの支配を獲得し、当社が履行義務を充足したと判断される時点において収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額からパートナーへの支払額を控除した純額で収益を認識しております。また、収益の額は顧客との契約において約束された対価で測定しており、重要な変動対価はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,000株

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

24,954円97銭

(2) 1株当たり当期純利益

7,348円95銭

以上